

3) 消防同意の取り扱いについて

- ・ 施行日より前に確認済証の交付を受ける場合は、消防同意は不要です。
- ・ 施行日以降に確認済証の交付を受ける場合は、消防同意が必要です。
- ・ 計画変更確認も同様です。

お問い合わせ先

【建築確認に関すること】

岸和田市 まちづくり推進部 建設指導課

建築審査担当 TEL 072-423-9570(直通)

【事前協議、調査報告書に関すること】

岸和田市 まちづくり推進部 建設指導課

開発調整担当 TEL 072-423-9572(直通)

【準防火地域の区域に関すること】

岸和田市 まちづくり推進部 都市計画課

都市計画担当 TEL 072-423-9629(直通)